令和５年度　社会福祉法人本庄市社会福祉協議会事業計画

「みんなで支えあう　思いやりのあるまち　本庄」
～安心と共生のまちづくり～
（ふくしの杜ほんじょうプラン２１基本理念）

○事業経営の方針

人口減少や少子高齢化が急速に進行するなか、地域における生活課題は、ますます複雑化・多様化しています。また、近年では、自然災害や感染症対策などへの対応力の強化が求められています。

本庄市社会福祉協議会では「ふくしの杜ほんじょうプラン２１」の基本理念のもと、地域共生社会の実現を目指して、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、その他市民のみなさまや、地域の多様な団体・機関・企業等と連携・協働し、地域福祉のさらなる充実のため、令和５年度事業に取り組んでまいります。

「市民の生活を支える仕組みづくり」

誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送るために、分野横断的な「仕組み」の構築を目指す取組

○相談支援の仕組みづくり

◇生活相談支援体制の整備及び各種相談窓口の運営
（心配ごと・成年後見・生活困窮）

・市と連携して、包括的な相談支援体制の構築を目指します。

◇市民への福祉情報の提供

・各種媒体の活用や「ふくしＰＲコーナー」の設置等により、市民への福祉情報提供に努めます。

◇ＳＡＩＴＡＭＡ出会いサポートセンターの運営

◇本庄西地域包括支援センターの運営（受託事業）

○横断的なサービスづくり

◇緊急的かつ複合的な生活課題への対応

・緊急的な対応が必要な世帯等に対する支援活動を行います。

◇災害支援体制の整備

・火災等に遭われた方に対して、市と連携して支援に取り組みます。

・災害ボランティアセンター運営訓練等を開催して、市及び関係団体との連携体制の強化に努めます。

◇生活福祉資金貸付事務の受託・福祉資金貸付制度の運用

・貸付制度を通じて、一時的に生活が困窮された方の自立支援に努めます。

◇権利擁護事業の推進

・福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）を推進します。

・法人成年後見事業を推進します。

◇成年後見サポートセンターの運営（受託事業）

◇生活困窮者自立相談支援事業の実施（受託事業）

◇生活支援コーディネーター業務の実施（受託事業）

・協議体を運営して、生活支援体制の整備に取り組みます。

○人にやさしい生活環境の充実

◇高齢者見守り事業の実施

・民生委員・児童委員協議会等と連携して事業を推進します。

◇住民参加型在宅福祉サービス事業の充実

・ほんじょう助け合いサービスの周知と利用促進に努めます。

◇介護保険・障害福祉サービスの提供

◇ファミリー・サポート・センターの運営（受託事業）

・センターを受託運営し、住民参加により子育て支援に取り組みます。

◇児玉郡市手話通訳者派遣事業の実施（受託事業）

「人と人とのつながりづくり」

あらゆる生活課題への対応力を強化するために、地域ごとのネットワークや組織づくりを目指す取組

○小地域における福祉活動の推進

◇サロン活動の推進

・地域のふれあいいきいきサロンを継続的に支援します。

◇地域における見守り活動の推進

・自治会等の見守り活動を支援して、専門機関等との橋渡しを行います。

○関係機関・団体等との連携強化

◇地域福祉団体との連携

・理事会、評議員会、各種委員会の運営等を通じて、地域福祉団体相互の連携強化に努めます。

◇民生委員・児童委員協議会との連携

・民生委員活動を支援し、地域の困りごと等の把握に努めます。

◇彩の国あんしんセーフティネット事業の実施

・市内の社会福祉法人等と連携し、生活困窮者の支援を行います。

「地域で共に生きるための人づくり」

市民の生活を支える「仕組み」を機能させるために、ネットワークや組織を構成する人材の発掘・養成・資質向上を目指す取組

○福祉学習の充実

◇ボランティア体験プログラムの実施

・多様な世代に対するボランティア体験の機会提供に努めます。

◇福祉教育推進事業

・多様性と自律性を尊重し、福祉教育の推進に努めます。

◇「総合的な学習の時間」における福祉教育支援

・福祉教育プログラムの継続的な見直しと充実に努めます。

○地域人材の確保・育成

◇各種ボランティア講座の開催

・各種ボランティア講座を開催し、地域福祉人材の養成に努めます。

◇ボランティア活動の支援

・主体性と連帯性を尊重し、地域におけるボランティア活動を支援します。

「計画推進体制の発展・強化」

様々な事業を展開するために、地域の中核的な福祉機関としての機能を強化するとともに、活動のための財源確保を目指す取組

○社会福祉協議会の機能強化

◇「ふくしの杜ほんじょうプラン２１」の推進と次期計画の策定

◇社協会員の増強（社会福祉協議会の認知度向上）

・各種媒体等を活用して、会員制度や事業の周知等に努めます。

○地域福祉財源の確保

◇社協会費・寄附金の確保

◇自動販売機設置経営事業の実施

◇日本赤十字社会員の募集

◇共同募金運動の推進

・市民並びに地域の各種団体等の理解と協力のもと、地域福祉財源の確保に努めます。